

実施期日 実施区域 実施場所

- 十月 十四日 日南町 三榮、矢戸、河上検診場
- 十五日 溝口町 岩立、金屋谷
- 十七日 大平原
- 十八日 字代、大坂、富江
- 十九日 日南町 大草山検診場
- 二十日 江府町 丸東沢
- 二十一日 溝口町 上坂
- 二十二日 江府町 東山
- 二十三日 溝口町 岩立
- 二十四日 江府町 大平原

肝てつ検査及び肝てつ駆除のための投薬

実施期日 実施区域 実施場所

- 十月 十八日 日南町 大草山検診場
- 十九日 日南町 上坂
- 二十日 江府町 丸東沢
- 二十一日 溝口町 岩立
- 二十二日 江府町 東山
- 二十三日 溝口町 岩立
- 二十四日 江府町 大平原

ビロプラズマ病検査及び肝てつ駆除

実施期日 実施区域 実施場所

- 十月 十九日 日南町 下石見、中石見
- 二十日 溝口町 大坂、富江
- 二十一日 二十九日 倉吉市 津原、灘手、上神
- 二十二日 三十日 赤崎町 別所、赤崎家畜市場、八幡、松ヶ谷
- 二十三日 二十九日 江府町 大河原、吉原
- 二十四日 二十七日 日南町 下石見、中石見
- 二十五日 二十八日 日南町 上石見、神戸上、花口
- 二十六日 二十九日 江府町 大河原、吉原
- 二十七日 大平原
- 二十八日 大平原

肝てつ検査及び肝てつ駆除のための投薬

実施期日 実施区域 実施場所

- 十月 二十九日 江府町 丸東沢
- 十一月 一日 二日 船岡町
- 二日 四日
- 五日

米子市瀬町一丁目一一四番地
四 魚市場の登録番号
第十二号

五 魚市場の廃業の年月日
昭和四十一年八月三十一日

牛。ただし、生後三月以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。
3 ひな白痢検査及びニューカッスル病予防注射
種鶏及びこれらの鶏と同一構内で飼育している鶏

4 実施の期日 別表のとおり
5 検査、注射、投薬及び駆除の方法
1 結核病検査 ツベルクリン皮内反応
2 ブルセラ病検査 ブルセラ急速凝集反応
3 ひな白痢検査 ひな白痢急速凝集反応
4 ニューカッスル病予防注射 ニューカッスル病予防液皮下注射
5 ビロプラズマ病検査 血液塗抹検査
6 肝てつ検査 皮内反応及び虫卵検査
7 肝てつ駆除 BHC散布
8 肝てつ駆除のための投薬 ピチオノール製剤投与

別表 結核病検査及びブルセラ病検査
一 実施期日 次二日 次区域 実施場所
十月 十四日 十月 十七日 赤崎町 上中村、太一坂、出上、佐崎、向
十五日 十八日 柏村 石脇、原、栗尾
十六日 東郷町 漆原、長和田
十七日 二十日 倉吉市 富海
十八日 北条町 新田、下北条管理所、米里検診場
三十一日 美用

一 実施の目的 結核病、ブルセラ病、ひな白痢、ニューカッスル病、ビロプラズマ病及び肝てつ症予防のため

二 実施の区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

1 結核病検査及びブルセラ病検査

2 牛の母一頭内で飼育している牛。ただし、生後六月以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。

3 ビロプラズマ病検査、肝てつ検査、たに駆除及び肝てつ駆除のため

4 妊娠の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛の母一頭内で飼育している牛。ただし、生後六月以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。

5 ヒナの用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛の母一頭内で飼育している牛。ただし、生後六月以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。

6 肝てつ駆除のための投薬 ピチオノール製剤投与

7 肝てつ駆除のための投薬 ピチオノール製剤投与

8 肝てつ駆除のための投薬 ピチオノール製剤投与

9 肝てつ駆除のための投薬 ピチオノール製剤投与

10 肝てつ駆除のための投薬 ピチオノール製剤投与

11 肝てつ駆除のための投薬 ピチオノール製剤投与

12 肝てつ駆除のための投薬 ピチオノール製剤投与

13 肝てつ駆除のための投薬 ピチオノール製剤投与

14 肝てつ駆除のための投薬 ピチオノール製剤投与

15 肝てつ駆除のための投薬 ピチオノール製剤投与

16 肝てつ駆除のための投薬 ピチオノール製剤投与

17 肝てつ駆除のための投薬 ピチオノール製剤投与

18 肝てつ駆除のための投薬 ピチオノール製剤投与

19 肝てつ駆除のための投薬 ピチオノール製剤投与

20 肝てつ駆除のための投薬 ピチオノール製剤投与

21 肝てつ駆除のための投薬 ピチオノール製剤投与

22 肝てつ駆除のための投薬 ピチオノール製剤投与

1 家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて、結核病検査、ブルセラ病検査、ひな白痢検査、ニューカッスル病予防注射、肝てつ検査、肝てつ駆除のための投薬、ビロプラズマ病検査及びだに駆除を実施するから、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第二百六十六号)第六条の規定に基づき、牛及び鶏の所有者に対して検査、注射及び駆除を受けることを命ずる。

昭和四十一年十月七日

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県告示第五百二十二号

鳥取県告示第五百二十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定に基づき
保安林予定森林にする旨の通知を受けた次に掲げる場所に所在する森林に
ついては、その森林所有者が知れず又はその所在が不分明であり、同法第
三十条の規定による当該通知の内容を通知することができないので、同法

保安林の指定予定森林の所在場所並びに分明である最後の当該森林所有者の住所及び氏名

森 林 の 所 在 場 所	分 明 で あ る 最 後 の 森 林 所 有 者 の 住 所 及 び 氏 名
郡 町 大 字 字 地 番 住 所	分 明 で あ る 最 後 の 森 林 所 有 者 の 住 所 及 び 氏 名
八頭 智頭 大内 五郎 烟ヶ	九九一 米子市白楽町六〇九 松田 傳一
三吉 上三 鷲ヶ原	七一五の二 米子市錦町一丁目一五二 長石 鶴二
西野 村木谷	一三三九の六 鳥取市西品治町
奥本 本谷	六九一の一 八頭郡智頭町奥本
西野 金山東平	一二七四 竹下 鉄藏
波多 芦谷	六五三の一 西野 村上 淳二
首切 レ奥	六四七の一 西野 村上 淳二
大内 大敷谷	一〇一二 大内 山根 こま
小畠ヶ	九七九の一 鳥取市古方七七七 大呂 安雄

鳥取県告示第五百二十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定に基づき
保安林予定森林にする旨の通知を受けた次に掲げる場所に所在する森林に

条の規定により告示する。

昭和四十一年十月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

保安林の指定予定森林の所在場所並びに分明である最後の当該森林所有者の住所及び氏名

森 林 の 所 在 場 所	分 明 で あ る 最 後 の 森 林 所 有 者 の 住 所 及 び 氏 名
郡 町 大 字 字 地 番 住 所	分 明 で あ る 最 後 の 森 林 所 有 者 の 住 所 及 び 氏 名
八頭 佐治 加茂 神殿	九六七 福島 繁
尾際 本坂谷	九六九 大野 まさ
加茂 中尾	一一七九 姫路市龍野町一丁目二三 菅原 治郎
加瀬木 大畑	一一八〇 塙谷 金徹
河本 大ノラ	八二二 伊織 良吉
佐治村河本	

鳥取県告示第五百二十五号

家畜改良繁殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第四条第一項第二号の
種畜証明書を次のとおり交付したので、同法第八条第二項の規定により告

示する。

昭和四十一年十月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取地第一号 ロングファームデインク 乳用牛 昭和四十年 北海道 ヴィーウォーカー ロングファームダム 三級 東伯郡赤崎町 鳥取畜産試験場
オーカーダヴィドソン イヴンベツソミソノ ルドマダム

第一百八十九条の規定によりその内容を智頭町役場に掲示したから同法同条

の規定により告示する。

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和四十一年十月七日

交付

41-10-15

告 示

目

- ◇告 示 農地法第三条及び第六条の規定による別表で定める面積に代るべき面積等
- 国民健康保険医の登録があつたものとみなされるもの
- 国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録があつたものとみなされるもの
- 獣医の死体又は獣コレラの病原体をひろげるおそれがある物品の移入を禁止する区域
- ◇運管告示 定例教育委員会の招集
- ◇公 告 理容師試験及び美容師試験の実施

鳥取県告示第五百二十六号

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第三条第二項第三号及び第

四号並びに同法第六条第一項第二号の規定により鳥取県の区域を分けて各区域の面積をその平均がおむね同法別表の鳥取県の面積と等しくなるよう定め、及び同法第三条第二項第五号の規定により鳥取県の区域の一部

鳥取県告示第五百二十六号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十一年九月二十八日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において観覧に供する。

昭和四十一年十月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所 道路の位置の指定場所 道路の幅員及び延長
及び氏名 鳥取市湖山町 湖山町字池淵外浜 一七四一番二 延長 一二八、九一
一四七一
村山善次郎 " 一七四一番三 延長 ノートル
老岐 宗一 "

鳥取県告示第五百二十七号
建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十一年九月二十八日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。
その関係図面は、鳥取県土木部建築課において観覧に供する。

昭和四十一年十月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所 道路の位置の指定場所 道路の幅員及び延長
及び氏名 鳥取市東品治 鳥取市西品治字行徳西筋 幅員 四メートル
町一四四
老岐 宗一 三六五四番一の一部 延長 一一二、二メートル
三六五番地先水路
三六五番地先農道

について三十アールの面積の範囲内で別段の面積を定め、昭和二十九年七月鳥取県告示第三百六十七号（農地法第三条及び第六条の規定による別表で定める面積に代るべき面積等）は、廃止する。

昭和四十一年十月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

区	城	農地法 第三条 第三号 の面積	農地法 第三条 第四号 の面積	農地法 第三条 第五号 の面積
○	二	二	二	二

区	城	農地法 第三条 第三号 の面積	農地法 第三条 第四号 の面積	農地法 第三条 第五号 の面積
○	二	二	二	二

区	城	農地法 第三条 第三号 の面積	農地法 第三条 第四号 の面積	農地法 第三条 第五号 の面積
○	二	二	二	二